

資料 2

1 生活に関する支援事業

○市単事業（R4年現在）

①果樹 新規担い手等支援事業

区外から就農目的でアパート等を賃貸した場合、家賃の一部補助
補助率：家賃の1/2（上限1.2万円/月）最長2年間

②新潟市空き家活用推進事業（R3年度） 移住定住活用タイプ 購入

新潟県外からの移住定住に併せて自ら居住するために行う空き家の購入を支援
交付対象者：申請者が居住する住宅
補助率：補助対象経費の1/3（上限50万円）

※補助金の交付決定を受ける前に空き家の購入、空き家への居住を実施した場合は対象となりませんのでご注意ください。なお、要件については、相談するときに確認してください。

2 機械・施設に関する支援事業

○市単事業（R4年現在）

①元気な農業応援事業

規模拡大や生産性向上に向けた機械導入や施設整備を支援します。

特例 対象：認定新規就農者（又は認定見込者）独立・自営就農時に44歳以下の者
支援：事業費50万円以上 3/10以内補助（上限補助額180万円）

※補助金の交付決定を受ける前に発注や導入している場合は対象となりませんので注意してください。なお、要件については、相談するときに確認してください。

3 経営に関する支援事業

○国補事業（R4年現在）

・新規就農者育成総合対策

①就農準備資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金を交付

交付対象者：就農予定時に49歳以下の者

交付額：最大150万円/年（最長2年間）

要件等

- 1 前年の世帯所得が600万円以下
- 2 県が認めた研修機関での研修等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること 他

②経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付

交付対象者：独立・自営就農時に49歳以下の者

交付額：経営開始1年～3年目 150万円/年

要件等

- 1 前年の世帯所得が600万円以下
- 2 認定新規就農者であること 他